

# 建設委員会

- 1 期 日 平成21年1月19日（月）  
2 場 所 第6委員会室  
3 出席委員 委員長 松岡宏道  
副委員長 内田 務  
委 員 下森宏昭、井原 修、吉井清介、杉西加代子、高山博州、  
中原好治、浅野洋二、砂原克規、山田利明

4 欠席委員 なし

## 5 出席説明員

[土木局]

土木局長、技監、総務管理部長、土木総務課長、建設産業課長、用地課長、技術企画課長、土木整備部長、土木整備管理課長、道路企画課長、道路整備課長、河川課長、砂防課長、空港港湾部長、港湾技術総括監（兼）港湾管理課長、空港振興課長、港湾企画整備課長

[都市局]

都市局長、都市技術総括監（都市企画課長事務代行）、都市事業管理課長、都市整備課長、建築課長、住宅課長

[企業局]

企業局長、事務部長、技術部長、企業総務課長、土地整備課長、水道課長

## 6 付託議案

- (1) 臨県第1号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第5号）中所管事項

## 7 報告事項

- (1) 警固屋音戸バイパスの整備について  
(2) 道路立体交差アンダーパス部における冠水対策について  
(3) 福富ダム取水放流設備工事における工事請負契約の変更について

## 8 会議の概要

- (1) 開会 午後1時3分  
(2) 記録署名委員の指名  
(3) 付託議案

臨県第1号議案「平成20年度広島県一般会計補正予算（第5号）中所管事項」を議題とした。

- (4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（下森委員） それでは、まず1点質問させていただきます。

御存じのように、100年に1度と言われる金融危機の影響で県内経済も非常に衰退しております。特に、私ども中山間地域に住む者といたしましては、地域の1次産業とも言われる建設業を中心に倒産が非常に急激にふえている状況でございます。

そうした中で、今回提案されております橋梁補修または道路整備の21億円は、実施箇所はまだ詳しく聞いておりませんが、多分沿岸部に偏っていたり、あるいは道路整備は1カ所当たりの工事が大変大きい事業でありますので、県内の中小建設業者にとって本当に効果が期待できるのかどうか、今、非常に不安を持っているところでございます。

そこで、例えば、昨年来よくお話をさせていただいていますが、非常に厳しい財政状況の中で河川等の維持管理がなかなか徹底されておらず、今、川がジャングルと申しますか、非常に土石等が堆積して川が川になっていない現状であります。そういった中で、先ほどの本会議でも児玉議員の方からニューディール政策の一環でその堆積土をしゅんせつしたらどうかという質問もあったわけですが、そういった状況を見ていく中で、台風や豪雨が来たときに被害が非常に大きくなるのではないかと今非常に心配いたしております。そういった危険箇所の堆積土砂をしゅんせつしたり、老朽化しております護岸を補修するといったきめ細かい事業を実施するための予算措置、例えば当初予算で措置する予定の修繕事業を前倒しするようなことを土木局として考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

○答弁（土木総務課長） 今回の補正につきましては、早期に県民の皆様の不安の解消を図り、その暮らしを守っていくため、離職者等に対します緊急雇用対策に加えまして地域生活基盤の整備などを早急を実施することとしております。この地域生活基盤の整備につきましては、国の2次補正予算に盛り込まれております地域活性化・生活対策臨時交付金を財源といたしまして、県民生活の安全・安心に資する事業として橋梁補修事業を実施することとしております。また、道路暫定税率の失効により認証減となりまして、さきの9月補正で減額いたしました道路事業につきまして、地方道路整備臨時交付金の追加配分が見込まれますことから、今回の補正予算で追加し当初予算どおり執行するなど、国の財源措置を有効に活用し、県の財政状況にも配慮しつつ、できる限りの対策を積極的に講じることとしております。

なお、今回の対策は、緊急的な実施ということとあわせまして、その効果が将来的に及んでいくものを優先し、国の財源措置額との調整などの結果、河川のしゅんせつなど通常の維持修繕事業につきましては今回の補正予算に計上しないこととしたものでございます。今後は、平成21年度予算との切れ目のない執行を図ることによりまして今回の補正予算との相乗効果を最大限に生み出し、新たな雇用の創出や地域経済の活性化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、河川のしゅんせつ等につきましては、今後も厳しい雇用・経済動向であろうかと思われますので、そうした中で新たな対策を講じていく必要も出てこようかと考えております。引き続き検討し、提案してまいりたいと考えております。

○要望（下森委員） 緊急対策ということで、今回は雇用と生活対策ということであったわけですが、実質21億円の公共に対する予算づけがなされるので、県民または建設業者の方々には非常に期待されているのではなかろうかと思っておりますが、先ほどの答

弁の内容は私の思いとかけ離れておりますので、残念に思うわけでございます。先ほどもお話をしましたように、ぜひこういった中山間地域、特にふるさと、そういったところの現場にも足を運んでいただいて、河川などの現状をぜひ見ていただきまして、新年度予算で素早い対策をしていただきたいと思います。

また、あわせて、各県道または河川敷等の草刈りにつきましても、昨年いろいろな地域から苦情が出ていると思います。本来ならば年に2回行っていたものを1回しかやらないという状況の中で、昨年はアダプト制度等を利用して、それを継続的に地域に徹底していききたいという話がありましたが、現実に地域ではアダプトとは何だと、なかなか地域に徹底されていない状況もございまして、ぜひその辺も新年度に向けて積極的な予算を講じていただきたいと思いますということを強く要望しておきます。

○質疑（砂原委員） 土木局長にお尋ねいたします。今回の補正予算は20億6,600万円提案されていますけれども、確認ですが、この目的は何でしょうか。

○答弁（土木局長） 一つは、県内の建設業者の下支えと、それからやはり雇用、それから県内経済の活性化、そういったことを目的とした補正だと考えております。

○質疑（砂原委員） 経済対策という部分で、土木局長はどの辺がどこまで行ったら経済対策の効果があつたとお考えになられますか。

○答弁（土木局長） 経済対策の効果は、なかなか非常に難しい話だと思います。例えば物すごい額があり、これが波及していき、県のGDPを引き上げるとか、こういう数字であればわかると思いますけれども、いろいろな統計数値を見ていかないといけないと思いますが、今回の事業の実施に当たって、事前にこれぐらいであれば効果があつたと申し上げるのは、難しいのではないかと思います。

○質疑（砂原委員） 私が考えているのは、わずか21億円でありますけれども、これを発注することで県内建設業者及びその建設業者が新たな雇用をすることによって少しでも経済界、それからまた個人にお金落ちることがこの21億円の経済対策の目的、都市基盤整備は当然ですけれども、この緊急雇用対策はその辺が目的ではないかと思っておりますけれども、この考えは間違っていますか。

○答弁（土木局長） 今回は21億円という事業費でございます。これについて早急に行うということですので、それについてはそれなりの効果が出る。しかも、発注すれば当然工事になるわけですので、そういった業界の方、それからそこで雇用されている方、こういったところに少しでもプラスになるのではないかと考えております。

○質疑（砂原委員） 私もそのように考えておまして、この約21億円のお金がきちんと使えなければいけないと考えているわけです。つまり何が言いたいかという、入札残などを絶対につくってほしくない、つまりこれはぴったり予算どおりに仕事が発注されて、予算どおり執行し、建設業者が少しでも潤うということが本当の経済対策になるのではないかと思うわけです。ですから、この21億円に関しては最低制限価格が75%とか低入札とか、そういったことが決して起こらないでほしいと思

うわけですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○答弁（土木局長） 発注という制度がございますので、その制度のルールで我々は発注を行っていきますので、形としましては例えば入札残り、そういったものは出るということになると思います。ただ、この21億円が委員御指摘のように経済対策の一環にありますことは私たちも重々承知しておりますので、この扱いについては委員がおっしゃる趣旨もよく踏まえた上で検討していきたいと思えます。

○質疑（砂原委員） 公共工事においてほぼ予定価格どおりに落札すると、何かそこに犯罪があるのではないかというような報道をよくされるのですが、この建設委員会でもよく議論されていますが、私は予定価格というもの、つまり積算して積み上げた数字というものは、土木局の技術のある方々が必要最小限で最大の効果が及ぶような積算をして、それに基づいて出てきた金額だろうと思うのです。これを25%もカットすることが正義のように議論されることは、それではその積算根拠が間違っていたのかというような逆の評価のされ方になっていくような気がしてならないわけです。このたびは例えば25%とか低入札は改めて見直していただいて、少しでもこれによって経済効果があらわれるような入札制度を真摯に考えてみられたらいかかと思えますが、どうですか。

○答弁（土木局長） 入札制度につきましては、昨年も議会等で答弁させていただいておりますが、建設コスト調査を実施しております、実際業者の方でどのようなものが出てきているのかとか、出ていないのかとか、そういったことも今詳細に調査しておりますので、そういった中で調査の結果を見ながら適正に考えていきたいと考えております。

○要望（砂原委員） それが今回の緊急経済対策になり得るように連動してやってくれることを強く要望して、なおかつこの編成した予算がきっちり執行されることを要望いたしまして質問を終わります。

○質疑（高山委員） 今は新年互礼会の時期で、いろいろなところへ行かせていただきますが、きょうも経済同友会の新年互礼会があるのですけれども、土木業界、建築業界などに聞きますと、もう大変な悲鳴なのです。非正規社員という言葉がよく出てくるけれども、そこでは、正規社員がいなくなる時代に非正規社員も守らなければいけないのかということを言われるのです。今回の雇用対策で常に出てきたのが非正規社員ですが、労働者派遣法が昭和61年に施行され、平成16年に改正されて製造業への派遣が解禁となった。そのときの、たかだか5年前の話の中では、非正規社員というのは、正規社員になりたくないの、みずからそれを選んだのです。一時期は仕事をして、例えば半年仕事したら半年は海外へ行っていろいろな勉強をしたいとか遊びたいというところから始まっており、これは小泉改革の光と影の部分なのでしょうけれども、その中で土木業界、建築業界は非正規社員を使わなかった。常にまじめに自分のところの社員を抱えて、下請業者ももうかるように一緒に頑張ろうとやってきた。何で国や県は製造業のことばかり言って建設業界へ光を当てて

くれないのか。こういう質問が出たときに私は答えようがないのです。建設業界は非正規社員ではなく、大半が正規社員で頑張ってきたと言うのです。それに対する政策が一つも出てきていないし、あなたは建設委員会にいるのなら、どうしてこういう質問をしてくれないのかと言われたので、きょう質問しているのですが、まさにそのとおりだと私はぎくつとした。マツダ車を購入するのに2億7,000万円補正予算を組まれています。これはいろいろなところで経済対策や就労の機会をつくることになるのでいいのですが、土木事業者に対するそういう施策が全くない。

先ほど、土木総務課長が答弁されましたけれども、地方道路整備臨時交付金というのは、ガソリン税が1カ月もらえなかったのが、今出てきただけでしょ。それで31億円という地域活性化・生活対策臨時交付金は、今度、国の2次補正で出てくるのですけれども、先ほど最低制限価格75%の話もありましたが、今、自分たちがみんな死にかけているときに、県として我々に対しては一つも施策がないではないか。15億6,000万円をつけていただけるのはありがたいけれども、このお金は果たして継続的にやっていかれるのか。今回15億6,000万円がつきますが、皆さん方も御存じのように、今年度は202億円も県税が少なくなった。来年度はもっと少なくなり、公共事業の35%減と17.5%減の枠をもっと削るはず。先出しじゃんけんみたいにして15億6,000万円出しておいて、次の予算を削られるのであれば出してもらわなくてもいい、じっとしておいた方がいいということなのです。その辺を来年度予算に向けてこの予算が生きるような使い方をされないと、この15億6,000万円というのは逆に3月までのお金が出てきただけで後がないという話になってしまうのです。私はいつも言うのですが、この建設委員会というのは県土の均衡ある発展、そしてインフラの整備、そしてもう一つ大きな柱が建設業の育成ではなく、建設業に従事している人たちの生活を守ることなのです。このあたりがどうも、私たちや皆さん方のような公務員、毎月同じように給料が入ってくる人間にはわからないのです。

その一番大きなネック等が何かというと、建設業の場合は土木、建築を問わず、下請業者にどこそこの工事を請け負ってくださいと出す。そのときの下請業者は日給制で、日給月給なのです。一月ごとの給料はもらうのですが、基本的には1日働いて7,000円、8,000円となっています。皆さんは、今のガードマンの賃金が幾らになっているか御存じですか。いい方で1日8,500円、悪ければ8,000円です。それは先ほど砂原委員が言われましたけれども、請け負う金額が少ないからそうなのだという話もありますが、そこにしか行けない職業ですから、どうしてもそこで働かなくてはいけないから、8,000円でも7,000円でもやらなければいけない。だから8,000円、7,000円が高いか安いかは別にして、そこが雇用の場なのです。それが下請の社長が自分のところの社員を守らなければいけないから8,000円で我慢してくれという話になっているのです。そこをやはり建設委員会の皆さん方が、もう少し考えてあげないと今回の15億6,000万円の効果がなくなってしまう。

もう一つの橋梁補修の5億円ですが、これはどこが行うのですか。必要なのは塗

装と足場の組立てだけでしょう。どうして先ほど下森委員が言われたように、この5億円を道路の草刈りとか川のしゅんせつに使ってくれないのですか。橋梁補修の場合は、関係する業種は3つぐらいでしょう。これで人が何人要りますか。緊急経済対策だと言うのであれば川の掃除を行うべきです。このように皆さん方が考えていることと現場はすごく考え方が乖離しているのです。

それで一つ聞きますけれども、今回、この15億6,000万円を組まれましたが、この予算はどういうところで練られて、どのような経緯でこの金額になったのか。補正予算を組んでいただきたいということは去年の12月定例会ぐらいから出ていましたけれども、きょうの質疑にもありましたが、どこの会派もこれをやってくれと知事のところへ要望に行ったら、知事がやってくれるような話になったのですが、いつからこの計画をされているのか、また、継続して来年はどのように予算を組もうと思われているのか、この予算を踏まえてお聞きします。

○答弁（土木総務課長） 今、委員から御質問がございました道路関係につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、道路特定財源の関係で認証減という形で減額されておりまして、昨年12月に国で地方も含めて何らかの形で財源措置を講じるということが閣議決定されました。それを受けまして、新たな原資を都道府県等に配分する法律改正案が現在国会に提案されております。もともと道路特財関係ということで、年度当初に道路特財の予算を活用して実施する予定でございました道路事業について、今回の補正で提出させていただいております。

また、今回の補正は、あくまで今年度の予算として追加配分が予定されております。来年度の予算につきましては、御案内のとおり平成18年度をベースにした新たな具体化方策による大枠がございますが、その中で私どもも最大限予算執行できるような形で予算編成に今取り組んでいるところでございます。

○答弁（道路整備課長） 先ほどの御質問の中に、橋梁補修の件でお話ございましたが、今回の橋梁補修は、床版のクラック補修等の一般土木の工事として発注する予定でおります。

○質疑（高山委員） わかりました。橋梁補修はそのようにやってください。なるべく雇用が多いところを発注してください。

15億6,000万円については、20年度の予算の中で執行するという話になると、国から出てきた道路特定財源のうち一般財源化されたものは8億6,000万円だと思うのですけれども、そうなる今回本当に道路整備で補正予算として組まれたのは7億円と理解すればいいのですか。

○答弁（土木総務課長） 財源といたしましては、国の支出金、起債、一般財源であり、全体で15億円の予算になります。

○質疑（高山委員） そうだけれども、その15億6,000万円のうち地方道路整備臨時交付金が8億6,000万円ありますが、これはもともと20年度にもらえるお金だったのですか。

○答弁（土木総務課長）　そうでございます。

○質疑（高山委員）　ということは7億円が補正予算なのです。7億円が地域活性化・生活対策臨時交付金ということで国から来た分を使っているということなのです。そうすると私たちに説明する中で県が15億6,000万円の補正を組んだということは、でたらめになりませんか。

○答弁（土木総務課長）　私の説明が不十分なのかもしれませんが、20年度当初の予算で組んでいたものを国の方のいわゆる認証減がありまして、9月に道路事業の減額をさせていただきましたので、今、委員がおっしゃいました8億円が一たん消えた形になっております。それで、今回改めて国が道路特定財源の補てんを別の法律をつくって都道府県に配分しようという形となり、財源として8億6,000万円余りが入ってまいります。それにあと起債と一般財源等で15億6,000万円の事業になります。それと別途交付金が国の方で検討されておりますが、その5億円は道路財源ではなくて橋梁の整備に充てることにしております。

○要望・質疑（高山委員）　わかります。私が言いたいのは、国の緊急経済対策で道路をつくれとか地域活性化をなさいということは、今回の15億6,000万円の中へ反映されているかということ、これは今までつくろうとしていた分をつくるだけの話で、新たな緊急経済対策の仕事ではないのではないですかということなのです。国から出てきた道路特定財源が8億6,000万円であり、これを合わせて15億6,000万円だから、7億円が緊急経済対策のような形になるわけでしょう。私の認識はそうです。

それで、要はその中で緊急経済対策という名前で今回出すわけだから、もっと県民や先ほど言った土木業界の皆さんにわかりやすく、土木局がこういう施策をしますということが欲しかったわけです。先ほどの下森委員の話もそうだし、私の話もそうだけれども、そういうものを県民にも与えないといけないということです。冒頭に言ったように、土木業に従事する人たちに非正規社員はいないという話をしたかったわけです。土木業の皆さん方は倒産しているが、非正規社員ではない。正規社員が仕事を失っている。その人たちに対する手だてをこの3月までに何かしてあげないといけないという政策がこの中に見えないということなのです。もういたし方ないので、来年度の予算では多分また補正がつくはずです。今回が7,000億円、来年度、2次補正の次が4,000億円という話ですが、その中でそういう政策をつくってもらいたいということをお願いします。

そしてもう1点、きょうの本会議で児玉議員の質疑の中に市町との整合性がありましたが、国からの交付金は、広島県が31億円、市町が91億円だったと思います。先ほど庄原市が10億円で三次市が9億円という話がありました。詳細を見させてもらおうと、田舎ほど多く補正予算がついています。その市町と県の施策が整合性を持たないといけない。こっちは橋を補修しているが、こっちは川をしゅんせつしているということではいけない。市町は市町で管理する川の掃除をしているが、県のところは全然していないということが起きるはずですよ。市町とは一切そういうことに

についての相談をしていないのではないですか。市町へ行って、今の橋の問題でも県はこういうことをするから、あなたのところはこういう施策をしたらどうですかというような会議などをされましたか。

○(委員長) 今の高山委員の質問について明快に答えていただきたいと思いますが、まず前段階の補正予算の組み方についての概念の問題について、誤解があってはいけない話だと思いますので、もう一度明確に答えていただきたいと思います。

○答弁(土木総務課長) まず、今回の補正の原資となります国からの交付金につきましては、補正として計上され、現在審議中でございます。その中で道路に關します地方道路整備臨時交付金や地域活性化・生活対策臨時交付金等が予算化されるということであり、それに関して私どもは補正を組ませていただいております。

次に、市町との関係でございますが、私どもは土木行政を行うに当たり、常日ごろから市町からの御意見なり御要望をいただいているところでございます。今回の補正に当たりましては、地域活性化・生活対策臨時交付金を財源としまして、県民生活の安全・安心といった部分がございますので、今までいただいたお話と、私どもの方で計画しておりました橋梁整備等を踏まえまして補正予算を提出させていただいております。委員御指摘のとおり、今回、具体的に市町との協議等は行っておりません。

○要望(高山委員) やっていないのは、済んだことだからもういいのですが、きょうの本会議で多分この補正予算が通過しますから、通過したらすぐ市町と、こういうことを県がやるから一緒になってやりましょうと話をしていながらやることが、やはり国・県と一緒に仕事をしていることのあらわれになるのではないかと思いますので、その辺をお願いしたい。

この辺で終わりますが、いずれにしましても非正規社員というのは建設業者ではそんなにいませんので、正規社員の日給月給の方がどんどんと給料が減りながら仕事が減らされている現状だけは認識いただいて、経済対策も土木業の方にも目を向けてほしいということです。よろしく申し上げます。

○質疑(吉井委員) 私の方からも1点お伺いしたいと思います。今回の補正予算は、橋梁については、損傷がひどくて早期に補修が必要なところを前倒しするものであり、また道路については、4月の暫定税率失効の影響によって国からの交付税が減額されましたために、今年度の当初予算で計上されたにもかかわらず実行できなかった箇所を追加で実施するものであると理解いたします。この委員会でも各委員からありましたように、まさに生活対策として優先的に実施すべき事業として私は評価をしたいと思います。

ここで重要なことは、臨時議会を開いてまでこの補正予算を審議しておりますので、その効果がしっかりと発揮されなければなりません。迅速に事業を執行していただく必要があるということは当然ですが、きょうは1月19日ですけれども、この予算が未契約とか、また繰り越しといった事態にならないように年度内の入札、ま

た契約に向けて、とにかく迅速な対応をしていただきたいと思います。今後の入札、契約に向けたスケジュールについて当局の方ではどのように考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○答弁（土木総務課長） 今回の補正予算に計上しております地域生活基盤の整備につきましては、現在国において審議されております2次補正予算に盛り込まれております地域活性化・生活対策臨時交付金、また、特別法の改正案が出ております地方道路整備臨時交付金を財源としております。こうしたことから、事業の着手時期につきましては、国の動向を注視しながら弾力的な対応を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、まず地域活性化・生活対策臨時交付金を活用いたします橋梁補修事業についてでございますが、これは国と調整しながら可能な限り早期に実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、地方道路整備臨時交付金を財源といたします道路・街路事業でございますが、国の補正予算の成立後、国からの交付決定を受けてからの実施ということになります。いずれにいたしましても、できるだけ早期に事業着手できるよう県の補正予算を御承認いただいた後、速やかに契約に向けた諸準備を進めてまいります。

○質疑（吉井委員） これは21億6,000万円余りが、年度内にすべて執行できない場合もあるということですか。

○答弁（土木総務課長） まず1点目の地域活性化等の交付金でございますが、これは補正予算の中に盛り込まれておりますので、去る1月13日に補正予算が衆議院を通過しております。予算に関しては、衆議院の優越ということで30日後、2月12日には自然成立といった形になりますので、その後、国の方で速やかに諸手続を進められると考えております。

一方、道路関係の地方道路整備臨時交付金につきましては、法改正が必要でございますが、法律につきましては衆議院優越ではありませんので、御案内のとおり60日ルールということになります。そうすると3月12日に衆議院で再議決されれば、効力を発揮いたします。その後、国からの交付決定ということになりますので、繰り越しの可能性も非常に高いということでございます。

○要望（吉井委員） いずれにしましても、冒頭に砂原委員からもお話がありましたが、きょう発言された委員の皆さんの思いは一緒だろうと思います。活性化もそうですが、業界のことも含めて、やはりしっかりと後押ししてあげなければいけないというのがまさに今回の補正であろうと思いますので、先ほどルールにのっとっていけば若干時間がかかるという説明がありましたけれども、県当局としては、とにかく時間をかけずに迅速に入札なり契約を行っていただきたいと思いますということをひとつ要望しておきます。

今年度の3カ月と、新年度の当初予算を入れますと15カ月という一つの切れ目のない予算を組んでいくわけでありますから、当初予算につきましても例年にも増し

て迅速な発注なり入札の手続をしていただきたいと思います。

○質疑（高山委員） 雇用機会の創出ということが出ましたが、土木局には技術の継承という担当もあるのですか。

○答弁（技術企画課長） 県職員の技術の継承につきましては、技術企画課で所掌しておりまして、職員研修等を行っております。

○要望（高山委員） 技術の継承は、県職員のことではなく、先ほども言いましたように大手建設会社が工事を請け負っても、だんだん倒産するとか縮小する中で、大工とか左官などの、腕のいい職人を雇い切れなくなっている。どんどん別の仕事にしている。そういう中で、ある建設業者から、ああいう職人をうちへ抱えたい、いい腕をしているから、棟梁や親方のところではなく自分の会社に雇い入れたいという話がありました。しかし、それを受け入れたら、自分のところでそれだけ社会保障費など経費がかかるし、仕事が継続してあるわけではないので難しいということです。それで、今回の補正予算の中に雇用機会の創出というのがあるので、技術の継承のためにそういう人たちを雇用する、先にお金をくれというわけではないので、例えば3年間雇い入れると、その会社に対して幾らかの補助金を出せば、次の若い人の世代を育てられるのです。なるほどこれはいい施策だと思ったのです。とにかく建設業からどんどん若い人が逃げているのが現状でありまして、やはり技術の伝承、特に大工とか左官の技術はどうしても必要であり、来年度にも当然この雇用の問題はずっとつながるわけですから、施策の中でひとつ考えていただきたいと思います。

○質疑（井原委員） 1点だけ教えていただきたい。繰越明許費について、土木局が9億3,000万円余で都市局が6億円余ということですが、これが出てきた要因を大きくまとめることができたならば、そして繰り越しになった理由がどこにあるのか、聞かせていただけますか。

○答弁（土木総務課長） 今回の補正の繰越明許費につきましては、補正で御提案させていただきました道路の15億円余、それと橋梁整備の5億円の事業につきまして、基本的には、先ほど吉井委員からも早期の契約・発注という御指導を受けました。それを目指して私どもも取り組む覚悟ではございますが、可能性としてはどうしても繰り越し等も避けざるを得ないということがございます。それで、今回の補正における繰越明許費につきましては、基本的には今回御協議させていただきます補正の事業につきましては年度内に契約いたしまして、いわゆる建設事業につきましては契約時に4割、それとコンサル等への業務委託につきましては契約時に3割という前金がそれぞれございます。それを一応年度内に執行したい。それで、残りの分につきましては、繰り越しで来年度へお願いしたいということでございます。

○質疑（井原委員） ということは、今回の補正に係る前払金以外のものが繰り越しになり、ほかにはないということですか。

○答弁（土木総務課長） 今回の補正の繰越明許費につきましては、今回補正でお願い

しております事業に限っております。

○質疑（井原委員） 先ほど砂原委員からもありましたが、契約はできる限り経済的に有効にということがあるのでしょうか、いずれにしても予定価格どおり契約することになれば随意契約しかないわけですけれども、随意契約などはできない。まして予定価格というのは基本的には上限価格だと思われているので、適正価格かどうかはまた別の原理が働くのだらうと思います。

そこで、できるかできないかは、一つには時期的な問題もありますけれども、入札において減額されて落札された残余金について、例えば距離を延ばすとか工事の内容を加えるという形の変更契約で入札残を執行することはできないのか。通常の場合、距離の延長などいろいろなことがあるのですけれども、その対象になるのか、ならないのか。なるとすればぜひともやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○答弁（技術企画課長） 入札残につきましては、今回も多分一般競争入札による執行になりますので、発生すると思いますけれども、当該箇所がそれをするることによって有効な箇所であれば延長増によって対応する。さらにそれ以外に、もっと緊急的な箇所があれば、その箇所に使うことも含めて検討してまいります。そういう方向で変更契約を進めていきたいと考えております。

(5) 表決

臨県第1号議案 … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（杉西委員） 今説明がありました第2音戸大橋のことですが、通行が無料となるということで呉の地元民としましては非常にうれしく、朗報でございます。しかし、それに並行しまして頭をよぎりますのが、かねてからずっと要望が出ております、同じ呉市民として懸念でございます安芸灘大橋のことですが、ことしも地元へ行くとその話が出るわけですが、執行部の方からは、もともと安芸灘大橋はかけるときに有料でもいいから早くしてくれというような要望があったため、有料になったというような話も聞いております。それから現在まだ橋がかかって日が浅いので、平成19年度末で94億円ですか、まだ100億円近く残っており、42年ごろまで償還がかかるというような説明です。今まで何人かが一般質問されておりますけれども、それだけの償還がありますので、利用を促進することと維持修繕費を抑えて一日も早い償還を目指しますというような答弁しかないのでございます。借りたものは返さないといけないということはよくわかりますが、こういう世の中の流れの中で、あたりを見回しましても、あれだけ事業規模の大きな東広島呉道路が無料という発表がありましたし、それから中国横断道尾道松江線もできた暁には無料になるというようなこともあります。それと先日、安芸灘大橋の続きとなる豊島大橋ができましたが、あれも当初は有料という話でございましたが、最終的には無料になりました。そういった世の中の流れをずっと見まして、県内をい

ろいろ調べましても今、尾道大橋が有料ですが、もう2～3年先の平成24年か25年には償還が済むということで、無料となる。そうすると県内を見回しましても、あのような橋でお金を取っているところはないわけです。すると、あれだけの長さで700円でございますし、それから利用促進を図っていくにしましても、パイはもう地元の住民だけであり、観光客を見てもそんなに大きなマーケットではございませんので、数は知れていると思います。そのようなことも含めまして、県として今までの決まった答弁ではなくて、何かまた別の観点でどうにか工夫ができないものか。

それともう一つ、国の第2次補正予算が通れば高速道路がどこまで行っても土日は1,000円だとか、それから時間帯によっては3割、5割の値引きだとか、そういった高速道路が安くなるというようなイメージの話が飛び交っておりますので、そういう社会状況も含めて何とか工夫等ができないものか。同じ質問にはなりますが、安芸灘大橋の無料化や通行料金の引き下げを県として考えてもらえないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○答弁（道路企画課長） 御質問いただきました安芸灘大橋有料道路でございますけれども、現在、県道路公社におきまして管理しております。御指摘のとおり、現在は普通車で片道700円という料金設定でございます。しかし、そのほかにも回数券による割引を実施しておりまして、100回回数券になりますと3割引で490円になります。さらには、呉市等の補助もありまして、現在、最大で450円まで割引しているところでございます。

また一方、有料道路でありますから収支採算性が問題になるわけですが、現在、交通量につきましては当初計画を上回る交通がございます。年平均で約3,700台でございますが、そのうち先ほど申しました割引券を使う率が約7割ということで、料金収入につきましては必ずしも計画を上回る状況ではないということで、現状においてはこれ以上の割引は非常に厳しいという状況でございます。

しかしながら、御指摘がありましたように、全国ネットの高速道路につきましては今後、大幅な値下げが予定されております。また、地方有料道路につきましても地域活性化の面から申しますとやはり少しでも安い料金で通っていただきたいという思いは御指摘のとおりと思っております。いずれにしましても起債の償還財源の問題があるわけですから、その点につきまして今後、国とも協議しながら、県としてもいろいろ検討してまいりたいと考えております。

○要望（杉西委員） 答弁のとおりでございますが、それ以上はなかなか言うことはできないのですが、きのうかおとといの新聞にも、しまなみ海道も随分安くなるので観光にも役立つというどこかの首長の話が出ておりましたが、そのような状況もあります。知事が日本一住みやすい広島県づくりと言われている中で、やはり一部の人の声といえども、同じ広島県民ということであれば同じ恩恵を受けたい、本当に地元の人の声というのはそういうところであり、聞いて全くそうだと思うところもありますので、難しいでしょうけれども、そのあたりのことを今後、少しずつでも詰め

ていつていただきたい。全国の高速道路の償還も全部できていないのに、それだけ安くするのかというところを見れば、それではうちも安くしてくれというような話もあると思いますので、難しいと思いますけれども、少しでも前向きに何か考えていつて、広島県民として同じようにできるよう努力をしていただきたいと思いつます。

○質疑（浅野委員） その他の案件でございますが、港湾事業に係る福山市で行われております橋の埋立架橋問題の現状について、今、国に埋立免許の認可の申請を行っておりますが、既に半年以上経過しております。現状はどうなっているのか、また今後どうしていつくのか、責任のある説明を求めたいと思いつます。

○答弁（港湾技術総括監） まず、認可の状況でございますが、昨年の6月に認可申請させていただきましたが、8月の初めでございますが、補足説明の通知をいただいております。現在はその補足説明について回答を作成中ということでございまして、速やかに作成しまして国にお返ししたいと思っております。

○質疑（浅野委員） 今後はどうなのですか。

○答弁（港湾技術総括監） 今後、速やかに回答をお返しして認可を早くいただくよう努力していきたくと思っております。

○質疑（浅野委員） 同じことの繰り返しをされているようであるが、私が地元紙を含めて新聞各紙から入手したいろいろな情報では、一つは国土交通省の金子大臣が藤田雄山知事に対して、もう一步立ち入った、地元としての取り組みを要請したと聞いております。それから事務次官、道路局長、空港港湾局長、それぞれの担当の責任ある中央省庁の最高幹部が、これは報道で知る限りでありますけれども、金井道路局長は、「進める事業と考えている、ただし、まちづくりの方向を検討する必要性があるのではないかと、反対派と変なもめ方をしてはいけない。」と発言されています。須野原空港港湾局長は、「推進する方からも事業の必要性を十分発信してもらいたい。」、それから春田事務次官は、「認可の基準とされる、得られる利益と失われる利益の比較に関し、十分比較しないと歴史的配慮がないように受け取られ、法的処分ができなくなる、歴史的なものを壊すという扱いにされてはまずい。」と述べ、合意形成を求めたと報道されております。

ですから、補足説明を求めてきたというわけでありましようけれども、それではいつまでにきちんとした説明をされるのか。

それから中央省庁の幹部が口をそろえてこれはまずいのではないのかと指摘している。歴史的なものを大切にしていこうという物の考え方と、合意形成のあり方について変なもめ方をしてはまずいのではないのかと言っているのは、真つ当なやり方をして住民の皆さんとしっかりと合意の形成を目指しなさいという指導であると私は受けとめております。

そういう中央省庁の動きともう1点、地元の藤田中国地方整備局長は、「発言に影響力がある著明な文化人や識者も計画に反対している、事業の必要性をアピール

する取り組みができないのか。」と、このような打診をして、さらに、「反対派の地元住民と話し合い、外部のいろいろな専門家にも理解を広げてはどうか。」という話をしたと報道されております。

さらに先般、国会の国土交通委員会で民主党の九州比例代表の川内博史衆議院議員が金子国土交通大臣に対して質問をした内容は、詳細なものではないのですが、報道を見ていますと、金子大臣は昨年12月、藤田知事と会い、道路が狭く通学路の状況も悪いなどの事情を詳しく聞いたが、一方で歴史と伝統のある町並みを容易に壊していいのかと問題点を指摘した。その上でどうしたらいいか知事に投げかけたところ、知事からもう一工夫してみたいという返事をいただいたと答弁されているわけでありませぬ。

そういう経緯の中で、もう一つ、広島地方裁判所で行われています原告団100人を超える埋立免許の差し止めを求める住民訴訟の結審が本年2月12日に行われる。一つの法的な判断が下されるわけですが、その争点は原告住民側の景観利益と排水権利益を認めるのかどうかということと、県が進めようとしているこの埋立架橋事業のいわゆる埋立免許、認可をめぐる裁量権の是非、過大な裁量権があるのではないのか、あるいは得られる利益と失われる利益の比較考量がきちんと法的に行われているのかという問題や、全般的には埋立法や環境法等の関連法をきちんとクリアした事業であるのかどうか、そういう問題を含めて司法の判断が下される状況にあるわけですから、非常に重要な局面に来ていることは間違いありません。

そういう中ですから、どうすればこの問題が解決できるのか。この問題についてしっかりとした考え方をただしておきたいわけですが、先ほど言いましたように中央省庁にはいろいろな地元の皆さんや県の幹部もかかわっている。これには東京から来られた副知事も関与されているし、空港港湾部長も当然この問題についてはいろいろなかかわりがあるかと思しますので、これは部長に答弁を求めたいと思います。

○答弁（空港港湾部長） 輻の問題につきまして、委員から昨年末からの国交省を初めとした国の各機関あるいは国会等の対応状況につきましておさらいというか、御説明をいただきましたけれども、発言の一つ一つについては正直申し上げて直接聞いたわけではございませんし、我々も報道の中で聞いているものもございませぬので、発言の一つ一つについての是非についてお答えをするのは適切ではないと思っておりますけれども、特に重要視しておりますのは、やはり昨年末に知事が国土交通大臣に会われまして、直接話をされたときに知事の方から伺っておりますのは、大臣からは、やはり輻のまちづくりの全体像をきちんと示すべきであるというようなことを言われているということでございませぬ。

そうした中で少し正直に申し上げますと、報道の中でいろいろな誤解ととられるような報道もなされている状況において、現地をごらんになったことのないさまざまな方々がさまざまな声を上げられている中で、きちんとした正確な地元の声をい

ろいろな形で発信していくということが大切ではないかと感じているところでございます。

具体的に申し上げますと、これまでいわゆる通常の公共事業の実施においては、地元の方々の9割以上の方々が賛成をし、要請されている事業でございますので、それを根拠に速やかに行っていくというのが基本的な姿勢であることは今も変わっておりません。ただ、いろいろな形の報道の中で、現地の方々だけではなくて有識者と呼ばれる方々でございますとか、あるいはいろいろな形で署名をされている方々が現実にいらっしゃる中では、やはりそういった方々のいろいろな誤解を解きほぐすような努力をしていきたい。具体的にはあの事業につきましては、前にも申し上げましたけれども、生活か歴史の保存かという二者択一ではなくて、生活を安定させ、また軀のまち全体を守っていくための事業であるという姿勢は知事も変わらないと思いますし、私どももその考え方でずっとやってきております。そういった軀のまちを朽ちさせない、保存させていくための事業であるということを再度いろいろな方々に訴えかけると同時に、例えば橋梁のデザインでありますとかいろいろな工夫の中で歴史あるまちを盛り上げていくというような工夫も施していきたいと考えているところでございます。

○質疑（浅野委員） 総括して御答弁いただいたわけですが、私もこの問題はもう長くかかわっておりますから、地元の事情はよく仕入れております。ですから、何を問題視しているかという、春田事務次官も言われているように、やはり地元住民の一体的なまちづくり、もっと言えば人数の多い少ない、当事者というのは軀のまちのみならずいろいろな当事者がいらっしゃるけれども、要は関係する人々の円満な合意の形成をしっかりと汗をかいて努力して、そして一体となってまちが発展する方向へ持っていく、住民を分断しないで合意形成していくような努力をしなければいけない。私はその問題意識を持って今発言しているわけですが、そういう観点から見ると、やはり訴訟が起こってみたい、10万人規模の反対署名運動が起こってみたい、しかも長年にわたってそういう地域の合意形成ができないにもかかわらず、ある意味行政側がかなり強引にこれをやってきたのではないかな。もう少し丁寧にまち全体の方向性を示す中で、何も道路や架橋だけがまちづくりではないと思います。やはり文化財の保存であったり、重要伝統的建造物群保存地区の選定であったり、福祉事業であったり、防災事業であったり、もっと言うなら観光の振興であったりという部分でもう少しきめ細かく意見を聞いてあげる必要があるのではないかな、そのことを強く指摘したいわけです。

先ほど部長が答弁されましたとおり、生活、文化、二律背反ではない。文化というのは当然観光の最も重要な資源ですけれども、あそこには世界遺産とも言われるような巨大な文化財がある。だから、余計これに配慮をしながら生活、そして文化、あるいは観光振興という部分かもしれませんが、その調和を図っていく努力は行政にしかできません。対立する住民はもうけんかばかりして話し合いをしません。そ

ういった意味でやはり行政が果たすべき役割は非常に大きなものがあると思いますので、しっかりと合意形成に努力していただきたいと思います。そこらについては知事も認識されているようですから、最後にその辺の合意形成の部分で具体的にどのような努力を今後なさるのか。このことについては、関係部局が複数にまたがる話になると思います。例えば、都市局サイドになるかどうかわかりませんが、まちづくりという言葉がキーワードになっている。そのまちづくりというキーワードの中では、まちづくり交付金という助成の問題もあるけれども、基本的にはこれは歴史、文化のまちづくりなのです。そこのまちづくりの基本を押さえていく必要があるかと思いますが、それから道路を直していくとか、そのための架橋が必要である。これはハード部分の一つかも知れませんが、まちづくりという面から見るとまだまだいろいろな総合的な施策が可能なのです。そういう部分も含めてどのように地域をまとめていかれるのか、行政としてどうリードするのか、その辺の決意を伺っておきたいと思います。

○答弁（空港港湾部長） まちづくりという御指摘については、私どももあの事業そのものということではなくて、軌のまちをいかに盛り上げていくのかといったところが極めて重要であるということにつきましては、委員御指摘のとおりだと強く認識をしております。

また、方法論はどうあれ、あのまちを何とかしたいという思いは地元の反対する方々も含めて同じ思いだと理解しております。そういった中で、ただ残念なのは、地元の方々の合意を形成するといったところが実は今の時点では公有水面埋立法という、いわゆるまちづくり全体の中から見れば枝葉末節と言うと少し語弊がありますが、ごく一部のものの合意に係る手続をもって合意形成がありやなしやというような言い方をされているところが極めて残念だと思っております。公有水面埋立法は、あくまでも埋め立てをする部分について法的に手続を定めた法律でございますので、その手続につきましては私どもとしては今進めているものを法手続にのっとりまして、着々と進めていくということを繰り返し申し上げるしかございません。

ただ、まちづくりににつきましては、もちろん福山市が中心になってこようかと思っておりますけれども、これからいろいろな局面で地元の方々の御協力をいただかなければならないものだと思っております。先ほど申し上げた橋梁の工夫等の話を含めて、やはり皆さんが一番喜んでいただける形にしていくということは、委員がおっしゃるように行政としての基本だと思います。先ほど出ておりました重要伝統的建造物群保存地区の選定の話もそうですが、そういったまちづくりの一つ一つの局面において、地元のいろいろな方々と対話していくことを考えているところでございますし、福山市長も恐らく同じような思いでいらっしゃるのではないかと思っております。今後とも御指導よろしくお願いいたします。

○要望（浅野委員） いずれにしても、これは今広島県政の大きな課題になってきてお

りますし、中央省庁においても看過できないということで大臣が非常に重大な関心をお持ちの案件であります。それから、先ほど言われた公有水面埋立法における権利という部分が、今の世の中の流れの中で景観という問題であったり、観光振興という問題であったり、あるいは文化とまちづくりという問題など、かなり議論が進化してきている。当初の土木サイドの公有水面埋立法の問題だけではなくてきている。時代は景観であったり、文化であったり、あるいは落ちついたまちの観光を求めてきている。そういう時代の流れに入ってきたということを認識しなければならないと私は思っております。そういった意味で、あのまちをどう残していくかということは、ただ単に道路の問題ではなく、港湾としても、むしろ文化財をしっかりと守りながら、落ちついたまちの観光といったものにシフトしていかないと、まち全体を残せないと私は考えております。御承知のように、頼は海援隊のいろは丸が紀州藩の明光丸と衝突し、そして坂本龍馬が初めて万国公法を使って、当時の雄藩である紀州藩と8万何千両という損害賠償の交渉を行った現場でもあるわけです。現に沈没船が発見され、引き揚げられておりますが、そういうこともまちづくりの一つとして長年にわたって地域の住民が取り組んでおられますし、御承知のように古い建物や歴史、寺社仏閣の巨大な集積を誇っている、そのような港湾でございますので、総合的な観点からひとつ行政として最大限の努力をしていただきたいということを要請して終わります。

(7) 閉会 午後2時33分